

管理や建替え等の  
再生の円滑化を妨げる

# マンション問題は

# 司法書士にご相談ください



「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」により、マンションの管理の円滑化、再生の円滑化に大きな期待が寄せられています。



## 建物の老朽化



- ・外壁の剥落
- ・給配水管の漏水
- ・エレベーター未設置
- ・耐震不足

## 所有者の高齢化 総会への不参加



これらがもたらす問題に対処するため区分所有法等が改正されました。

区分所有建物の管理及び再生等の円滑化を図るためには、集会等における合意形成が重要であり、より多くの区分所有者が決議等に参加することが求められます。

### 合意形成



### ✓合意形成をより一層進めるために

相続登記の促進や成年後見制度、各種財産管理制度の活用等に関与してきた、国民の権利を擁護する法律事務の専門家である司法書士は、これらの実績を新しい区分所有法制に活かしていきます。  
お近くの司法書士会にぜひご相談ください。

日司連公式キャラクター  
しほ〜しし。



令和8年4月1日からマンション関連法が変わりました

# マンション等の管理及び再生の 円滑化等への司法書士の支援

～管理不全を未然に防ぐために必要な手続の一例～

- ☑ 改正区分所有法等に適合した管理規約の見直し
- ☑ 総会決議の支援  
所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する手続
- ☑ 相続登記の促進、成年後見制度の活用  
滞納管理費の回収
- ☑ 管理組合法人化手続、管理組合法人の不動産取得
- ☑ 区分所有建物に特化した新たな財産管理人の選任手続
- ☑ 海外居住者である区分所有者の国内管理人の選任手続



ご相談は、お近くの司法書士会へ

日本司法書士会連合会ホームページ全国司法書士会一覧  
[https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/shiho\\_shoshi\\_listh/](https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/shiho_shoshi_listh/)



発行者



日本司法書士会連合会  
Japan Federation of Shihō-Shōshi Lawyer's Associations

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館3F

TEL. **03-3359-4171**

<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>